全ト協発第５６３号(環)
平成２７年２月２３日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長　　星 野 良 三
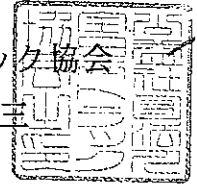
アルコール検知器の適切な使用及び管理について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より、別添のとおり通達が発出されました。

運送事業者は平成23年5月1日より、点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認しなければならなず、またアルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければならない、とされています。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)。

本通達には、今般、国民生活センターによる市販の簡易型アルコール検知器調査結果を受け、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまでも判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断し、アルコール検知器の使用及び管理においては、故障等ないよう常時有効に保持するよう記されています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、改めて、アルコール検知器の保守管理の徹底し、目視及びアルコール検知器による点呼を行うよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

以上

※詳細は全ト協ホームページをご参照下さい。

(本件に関する問い合わせ先)
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部　齋藤（晃）
電話：０３－３３５４－１０４５　　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９
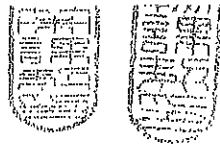
国自安第２２６号
国自貨第７９号
平成２７年2月１９日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

事業用自動車の運転者における飲酒運転を防止するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運送事業者は点呼において酒気帯びの有無について運転者から報告を求めるとともに、確認することが義務付けられております。なお、その確認においては、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などを目視等で確認することに加え、酒気帯びの有無を判断する材料を増やすことを目的としてアルコール検知器による確認が義務付けられているところです。

また、アルコール検知器による確認にあたっては、運送事業者はアルコール検知器を常時有効に保持する必要があり、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならないこととしているところです。

本日、独立行政法人国民生活センターより、市販の簡易型アルコール検知器に関し、測定方法等による指示値の差異や使用回数による指示値の変動、製品の取扱いに係る表示内容、消費者の意識等に関する調査結果が公表されましたが、関係各位におかれましては、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまで判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断するようお願いいたします。また、アルコール検知器の使用及び管理においては、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、常時有効に保持するよう、貴傘下会員に対し、併せて周知徹底方よろしくお願いいたします。